



いつもの水に 日々感謝

第61回 水道週間

6月1日(土)～6月7日(金)

問い合わせ先
水道課
☎248-1130

生活のできる節水

家庭のできる身近な節水に取り組みましょう。

- ① 洗顔、歯磨きのときは水を出しっぱなしにしない。
- ② 洗濯などにお風呂の残り湯を再利用する。
- ③ 洗車はバケツに水をくんで行なう。など

家庭での漏水に注意

漏水(宅内の水漏れ)を放置すると下水道料金が高額になるばかりでなく、限りある水資源を無駄にすることになります。給水管(本管から宅地内)は基本的に所有者の自己管理になりますので、早期発見、早期の修理をお願いします。

漏水の見つけ方

検針時(毎月20日～月末日)の上下水道使用量のお知らせの票を前月と比べ、量が極端に増えた場合は、漏水の恐れがあります。次のことを確認しましょう。



この機会に、水の大切さやありがたさをほんの少し考えてみてください。

- ① 全ての水道の蛇口(トイレの給水含む)を閉める。
- ② 水道メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットマークを確認する。

パイロットマーク



※このパイロットマークがわずかでも回ってあれば、宅内のどこかに水漏れがあることとなります。

漏水修理は市指定水道工事店へ

水道給水管の修理は、市指定の水道工事店へご連絡・ご相談ください。市指定水道工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。



指定工事店一覧

こんなときは必ず届け出を

- 休止届
 - ・転入、引っ越しをするとき
 - ・水道の使用を一時的に休止するとき
- 開始届
 - ・転入、引っ越しして来たとき
 - ・一時的に休止した水道を再開するとき
- 名義変更届
 - ・所有者や使用者の名義が変わったとき

※休止届・開始届は市ホームページから手続きできます。



休止届・開始届
申し込みページ

料金の支払いは口座振替が便利です

口座振替は金融などの窓口へ支払いに行く必要がなく、支払い忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。

振替は毎月月末(12月は25日)に行ないます。届け出方法など、詳しくはお尋ねください。

問い合わせ先

上下水道お客さまセンター
☎(248) 1232

下水道使用料の引き上げは必要 審議会が市長へ答申書を提出

3月14日、市上下水道事業運営審議会の上田欣也会長から合志市下水道使用料体系のあり方への答申書が市長に提出されました。

これは昨年3月に審議会へ諮問していたもので、1年間で5回の審議の中で議論され、まとめられた審議会の意見です。

答申書の内容

①下水道事業会計の現状

本市の下水道事業会計は赤字が続く、平成30年度決算で累積赤字(欠損金)が8億円を超えることが見込まれる。老朽化が進む施設の更新費用のことを考えると、次世代への先

送りはできず、事業の黒字化と累積赤字の解消が必要。

②下水道使用料の現状

本市の一般的な家庭の使用料(20㎡/月・4人家族)は、2,311円だが、全国の類似団体と比べると、ひと月当たり588円安い。

③下水道使用料体系のあり方

本市の使用料体系は従量使用料制だが、近隣市町や全国的に多い累進使用料制の採用を提案する。累進使用料制は、使用水量の少ない単身世帯や一般的な家庭の負担を下げられる。

黒字化達成のためには30%の改定が必要だが、急な負担増は市民に厳しい。まず10%の値上げを行ない、4年ごとに10%ずつ改定し、黒字化を目指すべき。

④下水道使用料の改定について

この答申の結果を踏まえ、さらに市でも詳細な検討を行ない、改定へ向けた条例改正議案を6月の市議会(定例会)に上程する予定です。

⑤市への要望事項

下水道使用料の改定は市民生活に及ぼす影響が大きい。改定に至った趣旨や内容を市民に理解してもらうよう努めることを要望する。

問い合わせ先

下水道課
☎(248) 1159



市長へ答申書を手渡す上田会長(右)

上下水道事業 運営審議会委員を 募集します

市では水を安定的に供給する水道事業や、汚れた水をきれいにして河川や海に戻し水質保全などの役割を担う下水道事業に取り組んでいます。これらの運営について、市長の諮問に応じて審議する機関として上下水道事業運営審議会を設置しています。

委員の改選にあたり、市民の皆さんから委員を募集します。

委員の仕事

- ・上下水道事業の運営に関する審議
- ・その他市長が事業運営上必要と認めることについての審議
- ※費用弁償の支給あり。

募集人数

3人程度(作文を参考に選考)

任期

選任の日～令和3年6月末

応募資格

次の①②の要件を満たし2回～4回の会議に出席できる人

- ①いずれかに当てはまる20歳以上の人
 - ・本市に住民票がある人
 - ・市上下水道事業の受益者(公共下水道、農業集落排水事業、個別排水処理施設事業を含む)
 - ・本市で事業を営むまたは活動する人(代表者)
- ②市の上下水道事業に関心のある人

応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を明記し「応募の理由」と「本市の上下水道事業について考えること」の作文(1,000字以内)を提出してください。様式は問いません。標準応募用紙を市ホームページに掲載しています。応募は持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかでお願いします。



標準応募用紙▶

募集期限

5月31日(金) 午後5時

応募・問い合わせ先

〒861-1195 竹迫2140番地
水道課 ☎ 248-1130
FAX 215-5010
Eメール suidou@city.koshi.lg.jp